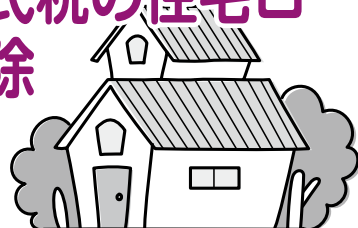


申告をお忘れなく！ 住民税の住宅ローン控除



- ◎**対象者**
次の要件すべてを満たす方で、すでに所得税の住宅ローン控除を受けている方
- ・平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した方
 - ・税源移譲による所得税の減額によって、所得税から控除しきれない住宅ローン控除の金額が発生した方

平成19年の税源移譲により、平成19年分以降の所得税が減額となり、所得税から控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

計算方法
住民税の住宅ローン控除額 = 下記(1)または(2)のいずれか少ない方の金額 - 税源移譲後の税率で算出した前年分所得税の住宅ローン控除額

(1)住宅借入金等特別税額控除可能額
 (2)税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額

平成20年度分以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年「住宅借入金等特別税額控除申告書」(21年度分については、1月以降窓口に設置)の提出が必要となります。

なお、確定申告の有無により、添付書類と提出先が異なります。(詳しくは1月号に掲載します)

平成20年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合の申告手続きは次のとおりです。

◎**申告期限**
平成21年3月16日まで

- ◎**添付書類と提出先**
 ○所得税の確定申告をされないうち
 ・源泉徴収票を添付し、各市区町村(平成21年1月1日現在の住所地)へ提出
- 所得税の確定申告をされる方
 ・所得税の確定申告書とともに税務署へ提出
- 住宅ローン控除に係る経過措置(平成20～28年度分の住民税に適用)
 ※住宅ローン控除とは、住宅借入金等特別税額控除のことです。
 「住宅借入金等特別税額控除申告書」をされる方は、所得税の住宅ローン控除申告書のコピーをあらかじめ準備しておくことです。また、源泉徴収票も大切に保管してください。申告書作成時に金額等を転記し、申告書とあわせて提出する必要があります。
- ※なお、平成19年以降に入居した場合は、新たに所得税の住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので「住民税住宅ローン控除」の適用はありません。
- 2 税務課町民税係 215

ごみの分別にご協力を

町ではごみ収集の際に、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ(9品目)の計11種類に分別して出すようお願いをしています。最近、分別が不十分な状態のものが多く見受けられます。これらは、ごみ収集車両やごみ処理施設での火災事故や、地球温暖化の原因等にもつながります。

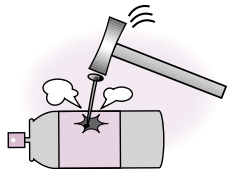
これから年末にかけて、大掃除等でごみが多く発生する時期です。次の点に特にご注意ください。ごみの分別にご協力ください。

スプレー缶・ガス缶

必ず使い切り、穴を開けてから、「カンの日」にお出しください。スプレー缶やガス缶が、他のごみにまざっていると、収集車両や処理施設での火災事故につながる恐れがあります。大変危険です。

使い捨てライター

火災事故の原因になる恐れがありますので、必ず使い切り、ライターだけを別袋に入れて、「不燃ごみの日」にお出しください。



年末年始の粗大ごみ収集について ご予約はお早めに

年内の粗大ごみ収集は、12月26日(金)までです。

年末は、粗大ごみの運搬依頼が多く混み合いますので、お早めにクリーンセンターへ予約をしてください。なお、都合により年内収集できない場合もありますのでご了承ください。

また、クリーンセンターへ個人で直接搬入するごみについては、年末の受付は12月30日(火)まで、年始の受付は1月5日(月)からとなります。なお、受付時間は9時～16時30分までとなります。

※12月31日～1月4日は、お休みさせていただきます。

環境対策課 2252 またはクリーンセンター 728-5321

し尿のくみ取り業務のお知らせ

年末年始の業務はお休みとさせていただきます。

《休業期間》
 12月27日(土)
 ～平成21年1月4日(日)
 環境対策課 2252

平成21年度 児童クラブの登録を受け付けます

（北保育所内）・小針児童クラブ（小針小学校内）・小室児童クラブ（小室小学校内）・南見児童クラブ（南小学校内）

町では、昼間、保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の育成、指導の援助を行うため、遊びを主として健全育成活動を行う児童クラブを設置しています。

4月から同クラブへ登録を希望される方の申請を受け付けます。

受付期間 1月13日（火）～30日（金）（土・日曜を除く）

受付場所 福祉課（郵送による受付も可）

申請に必要なもの ①登録申請書②勤務証明書等③印鑑

※必要書類は福祉課にあります。

設置場所 小針北児童クラブ

健康一口メモ 「お酒の話」

12月になると忘年会や、年が明けて新年会と、お酒を飲む機会が多くなります。昔から「酒は百薬の長」と言われ、上手にお酒を飲むことによって健康を保つ一つの手段と考えられています。

しかし、お酒に対しては個人差があり、少しの量で酔ってしまう人と、いくら飲んで酔わない人があります。お酒には気持を高め、食欲を増進させる効果があります。

一方で、いろいろな害も挙げられます。お酒は濃度の差はありますがアルコールでできています。このアルコールによる作用が、良いことも悪いことも引き起こす原因となっています。急慢性中毒と慢性中毒があります。

急性アルコール中毒
急激な血中アルコール濃度の上昇により、全身、特に脳に障害が起こる状態です。救急処置が必要とされます。一気飲みや、お酒を飲めない人に強要することはやめましょう。

慢性アルコール中毒
慢性的、長期的なアルコール摂取により引き起こされる障害で、肝臓の障害や、脳の障害などが挙げられます。肝硬変や、せん妄状態といったものは、その末期的状態といわれています。

また、アルコール依存というものがあっても、この慢性中毒の一つの原因にはなっていないものも考えられます。これは、ただ単に大量の酒を常習的に飲む人がなると考えたいのですが、少量の飲酒でも、常に飲みたい欲求をかきたてられる人は、アルコール依存症かもしれません。

上手にお酒と付き合いながら、楽しいお酒の席を持ちたいものです。

（桶川北本伊奈地区医師会）

「健康一口メモ」に関するご意見、ご感想をお寄せください。

あて先：企画課秘書広報係☎2213

償却資産（固定資産税）の耐用年数が変わりました

償却資産の評価額は、取得価格（前年度評価額）×減価残存率です。

耐用年数によって減価残存率が決められていますので、耐用年数の変更

← 減価残存率の変更

← 評価額変更 となります。

このため、過去に申告いただいている償却資産についても耐用年数の変更の有無を確認し、それに見合った減価残存率により申告をしていただくこととなります。

（計算例）
改正前の耐用年数10年のものが改正後9年となった場合

年 度	取得価額 前年度評価額 (A)	減価 残存率 (B)	評価額 (A×B)
平成19年度	10,000,000円	0.897	8,970,000円
平成20年度	8,970,000円	0.794	7,122,180円
平成21年度	7,122,180円	0.774	5,512,567円
平成22年度	5,512,567円	0.774	4,266,726円
：	：	：	：

平成21年度分から耐用年数10年の減価残存率に換えて耐用年数9年の減価残存率を使用します。

※償却資産（固定資産税）の申告は、毎年1月1日現在の状況を同月31日までに、償却資産の所在する市町村に申告していただくことになっていきます。適正な課税のため、ご協力をお願いします。

☎ 154 税務課固定資産税係②

土地や家屋の利用方法が変わった方へ

固定資産税は毎年1月1日時点での土地、家屋の利用状況をもとに算出しており、例年現地調査を年末年始に行っ

ています。左記の事項に該当する方は、翌年度の税額が変わる可能性がありますので町に連絡をお願いします。

・土地の利用を変更した方（駐車場などに利用し始めた等）

・家屋の全部あるいは一部を取り壊した方（家屋を取り壊したが減価登記をしていないなど、登記が残っていると課税がそのままになってしまうことがあります。）
・自宅を店舗や事務所等に変更した方

☎ 154 税務課固定資産税係②

家を新築・増築された方へ 家屋調査にご協力ください

新築、増築した家屋については、建築材料、床面積などを調査して、固定資産税の算出基礎となる評価額を決定します。

該当するお宅には、税務課職員が随時調査に伺いますので、ご協力をお願いします。※町職員を装う事業者もありませんのでご注意ください。不審に思われた場合は、税務課固定資産税係☎2154へお問い合わせください。